プロダクト別付属書「UNIVERGE BLUE ARCHIVE for CONNECT」

制定：２０２６年2月１日

ＮＥＣプラットフォームズ株式会社（以下「ＮＥＣ」といいます）と以下で定義する本サービスを購入する事業者様（以下「契約者」といいます）との本プロダクト別付属書（以下「本付属書」といいます）は、契約者が本サービスを最初に注文したときに、発効します。契約者は、本サービスを注文することにより本付属書を承諾し、利用規約および本付属書の全条項に拘束されることとなります。
なお、契約者が本付属書に承諾した場合、契約者は本付属書に記載されている緊急通報に関する通知事項、免責事項においても承諾したことになります。 契約者が本付属書に記載の「サービス」の提供を受けるためには、緊急通報に関する通知事項、免責事項を含む条件に承諾していただく必要があります。
本付属書において用いられるすべての用語は、本付属書において特段に定義されていない限り、利用規約に定める用語と同じ意味を有します。利用規約の条項と本付属書の条項の間に齟齬または矛盾がある場合には、本サービスの利用においては、本付属書が優先的に適用されます。

定義　本付属書で用いる用語の定義は、次のとおりとします。
「アクセス情報」とは、単体でまたは他の情報とともに、契約者が本アカウントへアクセスできる情報をいい、契約者の本アカウントの番号、ログイン名またはパスワード、セキュリティ上の質問とそれに対する答えまたはその他類似の情報を含みますが、これらに限定されません。契約者のアクセス情報には、契約者の各ユーザーに関する同様の情報が含まれます。
「本アカウント」とは、利用規約に関連してＮＥＣとの間で新設されるアカウントであって、契約者による本サービスの購入ならびに契約者および契約者のユーザーによる本サービスの利用に関係するアカウントをいいます。
「本データ」とは、すべてのコンテンツ、提供物、IP アドレスおよび類似のアドレス、記録物、メッセージ、コンピュータプログラム、アカウント情報および本アカウント関連の設定を含め、本サービスに関連して契約者のサービス利用責任者がＮＥＣに提出するすべてのデータをいいます。
「ＮＥＣ関係者」とは、ＮＥＣの関連会社（親会社および子会社を含みます）、ＮＥＣへの供給者、ライセンサーおよびパートナー、ならびにその役員、従業員、代理人および代表者をいいます。
「本サービス」とは、音声サービス(ボイスメール、通話録音)、チャットサービス(インスタントメッセージング)、オンラインミーティング(UNIVERGE BLUE MEET)サービスの会議録画、会議メモのコンテンツをアーカイブする、UNIVERGE BLUE ARCHIVE for CONNECT と称するサービスをいいます。
「第三者によるサービス」とは、ＮＥＣ以外の者によって提供されるサービスまたは製品をいいます。
「ユーザー」とは、契約者が利用規約に従って本サービスにアクセスすることに対する許可を与えた契約者の従業員、コンサルタント、独立契約者またはその他の個人をいいます。なお、ユーザーは、契約者やサービス利用責任者も含みます。

1 本サービスおよび本アカウント
1.1 本サービス
(a) ＮＥＣは本サービスを提供することに同意し、契約者は本サービスを購入することに同意するものとします。
(b) 本付属書には、本サービスの提供に関する条件が含まれています。ＮＥＣは随時追加機能を有償で提供することがあり、ＮＥＣは独自の判断で随時機能を追加、変更、削除する権利を有します。
(c) 本サービスは、UNIVERGE BLUE CONNECT サービス(ボイスメール、通話録音、チャット、ビデオ会議サービス(会議メモや会議記録)を通じて作成されたコンテンツを記録(アーカイブ)します。
(d) 本サービスは、コンテンツを 30 日間保管するライセンスである NEC UNIVERGE BLUE ARCHIVE for CONNECT(30 日)と 1 年間保管するライセンスである NEC UNIVERGE BLUE ARCHIVE for CONNECT(1 年)および、3 年間保管するライセンスである NEC UNIVERGE BLUE ARCHIVE for CONNECT(3 年)があります。

(e) 本サービスは、緊急通報を記録するサービスを含んでおりません。

1.2 サービスの変更注文　契約者は、最初の注文時に指定されたサービスに加えて、新たなサービスを含む変更要求に関連するすべての料金を負担します。このような変更要求は、書面もしくは Web ポータルを通じて提出され、契約者の責任とみなされます。ＮＥＣは、独自の判断により、契約者にサービスの変更を要求する権限が十分であるかどうかを確認する権利を有します。

1.3 オンサイト要件　契約者は、契約者の職場環境に起因するサービス品質問題に関し、契約者の職場環境のすべての面、ならびに契約者の職場環境が提供するアクセス接続（インターネット接続およびローカルエリアネットワーク）及び十分な帯域確保等の全ての面について責任を負います。インターネット混雑時（Windows Update 等）にはサービスにつながりにくくなる場合があります。無線 LAN （公衆及び社内）等はアンテナの置局設計や電波環境にサービス品質が依存しますので調査切り分けをお受けすることは困難な場合があります。モバイルサービスエリア内でも、地下、屋内、ビルの陰など電波の届きにくい場所や電波環境が不安定な高層ビルの場合、通話の切断や音が途切れたりする場合があります。年末年始や災害時およびイベント開催時などにご利用になる場合、回線の混雑によりつながりにくくなることがあります。また、ご利用する場所での周辺環境音（作業音、機械の発する音、隣接する場所での会話など）の大きい場所では通話の妨げになる恐れがあります。本サービスでアーカイブする通話の音声は CONNECT アプリにて音声データからデータ通信に変換し、データ通信として取り扱われます。その為、利用するモバイルや PC 等のデバイス性能や利用するデータ通信環境の影響により通話品質の劣化や通話時の瞬断等が発生するケースがあります。また、モバイルや PC でマイク・スピーカ及びヘッドセットをご利用になる際は、これらのデバイスの性能に依存するため最新機種をご利用いただくようお願いいたします。そのため、本サービスのご利用を開始するに当たっては上記に記載した職場環境に起因するサービス品質問題あるいはモバイルや PC 等のデバイスおよびヘッドセットなどの周辺装置の性能によるサービス品質問題の有無を事前に確認するために、ご利用予定の環境で事前試験を実施することを推奨します。

契約者に提供される本サービスの重大なサービス品質問題であって、契約者の職場環境にも、契約者によって提供されるアクセス接続にも無関係であり、ＮＥＣが提供するネットワークまたはソフトウェアに帰するべきサービス品質問題が生じた場合、ＮＥＣは、当該問題がＮＥＣに報告されてから 30 日以内に当該問題を是正すべく商業上合理的な努力を払います。ＮＥＣが 30 日以内に是正できなかった場合、契約者は、中途解約料を支払わずに、本サービスを自由に解除することができます。報告されたサービス品質問題が、契約者によって提供されたアクセス接続の結果または契約者の職場環境の結果であると判断された場合、ＮＥＣは、当該診断を裏付けるための情報を提供するために商業上合理的な努力を払うものとし、修理に関する提言をすることができます。ただし、修理についての責任を負うのは依然として契約者であり、契約者は、本付属書および利用規約の規定に拘束されます。また、契約者の環境固有の事象については、別途有償サポートが必要になる場合がございます。

2. 料金、請求、税、手数料、プロモーション

2.1 料金　サービスの注文時の料金は、本付属書の当初期間および各更新期間で有効です。ただし、ＮＥＣは、利用規約の条件に従っていつでもこれらの料金を引き上げる権利を有します。契約者は、契約者のアカウントに請求されたすべての非定期的および定期的な料金、課徴金および税金を支払うものとします。料金は返金できません。定期的な料金は、通常、月 1 回請求され、当月分の料金と前月分の使用量または調整分が含まれます。ＮＥＣは、未払いのために停止されたアカウント、または契約者によって解約されたアカウントに対して、サービスを更新するための再有効化料金を請求することができます。

2.2 前払金および租税　アクティベーション料金および月次定期料金は、前払いで請求され、消費税等相当額とともに、利用規約に従って支払うものとします。

2.3 公正な利用

(a) ＮＥＣは、公正な利用を確保するために、いつでも契約者に通知することなく、以下のセクション 2.3(c)に記載された措置を取る権利を有します。「公正な利用」とは、該当するサービスの総利用量が、ＮＥＣの合理的な判断により、当該サービスを利用する他のＮＥＣの顧客の平均的な利用量を、ユーザーごとに測定した場合に、実質的に超えないことを意味します。過剰な利用に対する利用量および関連する料金は、ＮＥＣが収集した利用情報のみに基づいて決定されます。また、公正な利用では、ＮＥＣおよび／または

ＮＥＣの他の契約者の活動を妨害する行為を禁止しています。

(b) データストレージ　ＮＥＣは、無制限または上限なしのストレージを含むと記載されたアーカイブプランを提供します。ＮＥＣは、公正な利用を確保するため、いかなる「無制限」/「上限なし」プランの利用状況も審査する権利を留保し、また、お客様への通知なしに、いつでも下記 2.3(c)に記載の措置を講じる権利を留保します。データストレージに関して、「公正利用」とは、特定の顧客アカウントが保存するアーカイブコンテンツの総量（ストレージ容量の合計 GB で測定）が、ＮＥＣの合理的な判断において、当該サービスを利用する他の全顧客のストレージ総量の平均値（具体的には、 当該顧客と同様の用途（例：ビデオ会議アーカイブ）で該当サービスを積極的に利用している顧客の平均ストレージ使用量を、ユーザー単位で測定した値を指します。）を大幅に超過しないことを意味します。ＮＥＣは通常、「大幅に超過する」という用語を、平均的な顧客使用量の約 4 倍を意味すると解釈しますが、特定の顧客に適用される関連事実および状況に基づき、合理的に異なる基準を適用する権利を留保します。超過使用量および関連する超過使用料は、ＮＥＣが収集した使用情報のみに基づいて決定されます。公正な利用は自動ダイヤル、継続的または大規模な通話転送、録画ライブ配信、テレマーケティング、一斉メッセージ送信、放送または録音メッセージの送信、またはＮＥＣおよび／または他のＮＥＣ顧客の活動を妨害する行為を含むがこれらに限定されない、サービスの過度な利用を直接的または間接的に招くあらゆる活動も禁止します。

データエクスポート　ＮＥＣは、追加料金なしで、お客様のアカウント内に保存されたデータのセルフサービスによるエクスポート機能を提供する場合があります。ＮＥＣは、公正な利用を確保するため、1 日あたりの最大エクスポート量の設定および／またはエクスポート量の確認を行う権利を留保します。さらにＮＥＣは、お客様への通知なしに、いつでも下記第 2.3 条(c)項に記載の措置を講じる権利を留保します。データエクスポートに関する「公正利用」とは、特定の顧客アカウントによってエクスポートされた集計アーカイブコンテンツの総量（GB 単位で測定）が、ＮＥＣの合理的な判断において、セルフサービスデータエクスポートを実施している本サービスの他の全顧客によるエクスポートデータの平均量（ユーザー単位で測定）を大幅に超過しないことを意味します。ＮＥＣは通常、「大幅に超過する」という用語を、平均的な顧客使用量の約 4 倍を意味すると解釈しますが、特定の顧客に適用される関連事実および状況に基づき、合理的に異なる基準を適用する権利を留保します。超過使用量および関連する超過使用料は、ＮＥＣが収集した使用情報のみに基づいて決定されます。

(c) 契約者の利用量が契約者のアカウントの制限を超えた場合、またはその他の公正な利用の範囲を超えた場合、契約者は、ＮＥＣが独自の裁量により、(i)直ちに当該超過使用分を請求すること、(ii)当該超過使用分に対処するために契約者のプランをアップグレードするか、または契約者のアカウントの制限を増やすこと、および/または(iii)契約者への通知により契約者のアカウントを停止するか、または契約者のアカウントを終了することに同意するものとします。契約者のアカウントのアップグレードまたは限度額の増加に伴い、契約者は新たな費用および手数料を負担するものとします。

(d) お客様のアカウント内における該当サービスのユーザー数が大幅に減少した場合を含め、いつでも公正な利用の原則を適用し、これを執行することができます。お客様のアカウント内における該当サービスの残存ユーザーによる総ストレージ使用量が公正な利用の範囲を超過した場合、ＮＥＣは本第 2.3 項に記載されるあらゆる救済措置を講じる権利を留保します。

2.4 サブスクリプションベースのライセンス　本サービスは、サブスクリプションベースのライセンスモデルで購入されますが、アカウント内の全てのユーザーに適用され、ユーザーごとに購入することはできません。アーカイブライセンスの数量は CONNECT ユーザーのライセンス数と一致します。新しい CONNECT サービスサブスクリプションを注文した後、または既存のサブスクリプションで希望するユーザーライセンス数を増やした後、それらのライセンスがまだ特定のユーザーに割り当てられていなくても、翌月より請求が開始されます。 契約者のサービス利用責任者が契約者のアカウントからユーザーを削除すると、当該ユーザーに割り当てられていたユーザーライセンスは今後使用可能となりますが、ユーザーがアカウントから削除された後も、契約者がライセンスを終了するまで（アカウントのライセンス数を減らすまで）、CONNECT ライセンス及びアーカイブライセンスの請求は継続されます。

3 本サービスの利用

3.1 契約者が本サービスを利用するにあたり、個人情報保護方針、ＳＬＡおよび利用約款に同意することとし、これらは更新される場合があります。（https://univerge.blue/legal/asia-pacific/ja/）

3.2 再販売の禁止　本サービスは、第三者ではなく契約者のためのものであり、契約者は、第三者に利用させること、またはトラフィックを混在させることを禁止されています。本サービスを再販売するためには、契約者はＮＥＣとの間で書面契約を別途締結しなければならない旨、および、本サービスの再販売には、規制上の承認が必要な場合がある旨を、契約者は確認しかつ同意します。前文に定める以外には、契約者は本サービスを再販売してはならず、本サービスの再販売は、本付属書および本サービスの即時解除を生じさせる不正行為に当たります。

3.3 規制上の事項

(a) 適用法　契約者は、適用される日本、外国、その他の法律、規則、規制、関連政府当局または自主規制機関の解釈（以下「適用法」）の結果として、本サービスへのアクセスおよび使用が制限される可能性があることを認め、これに同意するものとします。契約者は、適用法に反して本サービスを使用せず、また使用を許可せず、適用法を遵守するものとします。契約者は、(i)契約者および契約者のユーザーが、輸出を受けることを禁止された個人または団体の政府リストに記載されていないこと、および(ii)契約者が、輸出禁輸、禁止または制限に違反してユーザーに本サービスへのアクセスまたは使用を許可しないことを表明します。契約者は、合法的な方法で本サービスを利用することが契約者の唯一の責任であることを認識し、同意します。

(b) 規制上の事項　本付属書または利用規約の他のいかなる規定にもかかわらず、政府機関等の命令、規則もしくは決定を含めた適用法令等に従ってＮＥＣが要求し、または適用法令等に従ってＮＥＣが必要と合理的にみなすときには、本付属書は、予告のうえでまたは予告なしに変更または改廃されることがあります。

3.4 アーカイブ機能　本サービスを通じて利用可能なアーカイブ機能には、以下の制限および限定を受けます。

(a) 禁止される利用 アーカイブ機能では、以下の行為は禁止されており、サービスの中止、終了、またはＮＥＣによる適切な法的措置が取られる可能性があります。ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者は、アーカイブ機能を通じて契約者のユーザー間で共有される i)著作権や商標の侵害を構成するメッセージやその他の資料の送信または ii)法律、規制、または規定に違反する行為（国家安全保障に関する法律、わいせつ、脅迫、嫌がらせ、その他の攻撃的なメッセージの送信に関する法律、その他の適用される法律）に関するすべての責任を、明示的に否認します。契約者は、アーカイブ機能を通じて契約者のユーザー間で共有される i)著作権や商標の侵害を構成するメッセージやその他の資料の送信または ii)法律、規制、または規定に違反する行為（国家安全保障に関する法律、わいせつ、脅迫、嫌がらせ、その他の攻撃的なメッセージの送信に関する法律、その他の適用される法律）に関連する損害賠償または責任（種類を問いません）についてＮＥＣおよびＮＥＣ関係者をここに免責し、また、かかる損害賠償またはいかなる責任もＮＥＣおよびＮＥＣ関係者が負担することのないようにすることに同意します。

(ｂ) サービスの制限　NEC は、商業的に合理的な努力をもってお客様のデータをアーカイブします。ただし、ユーザーが作成または受信した該当するコンテンツの全てをアーカイブすることは保証できません。ＮＥＣが取得したデータをアーカイブする能力は、以下及びこれらに限定されない様々な技術的およびその他の制約の対象となります：

i. CONNECT ユニファイドコミュニケーションサービスを通じて送信されたチャットメッセージについて、ＮＥＣはユーザーに対し、送信後のメッセージ編集または削除機能を提供しています。ＮＥＣは、CONNECT ユニファイドコミュニケーションサービスを通じて送信または受信された内部チャットメッセージのうち、その後編集または削除されたメッセージのオリジナルバージョン（すなわち、編集または削除前のバージョン）をアーカイブすることができません。チャットメッセージの全バージョンをアーカイブする能力は、新規メッセージのアーカイブ頻度を含む（ただしこれに限定されない）様々な要因によって制限されます。ＮＥＣは、当該メッセージの全バージョン（編集または削除前のバージョン）がアーカイブされることを表明、保証、確約、または保証するものではありません。ただし、ＮＥＣは、要求があった場合、利用可能な場合に限り、ＮＥＣのバックエンドシステムから特定の編集済みまたは削除済みメッセージを回復するために、商業的に合理的な努力を払います。

ii. Web 会議サービス（MEET）で作成されたビデオ会議記録については、ＮＥＣは (a) ビデオ会議アプリケーションを通じて送信されたプライベートチャットメッセージ（アーカイブサービスは、アプリケーションを通じて全参加者に送信されたパブリックチャットメッセージはキャプチャおよびアーカイブします）、または (b) アプリケーション内の人工知能（「AI」）ツールおよび機能を通じて生成されたビデオ会議の文字起こしやその他の出力をキャプチャおよびアーカイブすることはできません。

アーカイブ機能は、購入者が希望するデータ保持期間に基づいてパッケージ化されています。本機能はアカウント内の全てのユーザーに適用され、ユーザー毎に購入することはできません。購入者が該当サービスに対して選択したデータ保持期間は、該当サービスを使用してアーカイブされたすべてのコンテンツ（例：保存された通話録音、チャットメッセージ、ビデオ録画など）に適用されることにご留意ください。ただし、お客様のデータは、該当するサービスに対する有効なサブスクリプションが維持されている間のみ、ＮＥＣのアーカイブに保持されます。お客様が該当するアーカイブサービスのサブスクリプションを解約した場合、お客様のアーカイブデータは下記第 3.6 項に記載の通り、速やかに削除されます。

例：2026 年 1 月 1 日に、お客様が「ARCHIVE for CONNECT 3 年間」パッケージを購入し、該当コンテンツが最初にアーカイブされた日から 3 年間のデータ保持が含まれている場合、お客様が 2031 年 6 月 30 日に「ARCHIVE for CONNECT」サービスのサブスクリプションを解約すると、(a) 当該サービス内の顧客コンテンツは、ＮＥＣによるアーカイブから 3 年経過した時点から順次、2029 年 1 月 1 日よりアーカイブから削除が開始されます。(b) 当該サービス内の全顧客コンテンツは、アーカイブ日に関わらず、2031 年 6 月 30 日以降速やかにアーカイブから削除されます。2026 年 1 月 1 日時点で、お客様が該当コンテンツの初回アーカイブ日から 3 年間のデータ保持を含む「ARCHIVE for CONNECT 3年間」パッケージを購入した場合でも、お客様が 2027 年 6 月 30 日に「ARCHIVE for CONNECT」サービスのサブスクリプションを解約すると、 当該サービス内の全顧客コンテンツは、アーカイブ日付に関わらず、2027 年 6 月 30 日以降速やかにアーカイブから削除されます。

デフォルトでは、Web 会議コンテンツ（会議の録画データやメモ）のアーカイブ機能は有効化されておらず、音声サービス（ボイスメール、通話録音）、チャット、メッセージングサービス）のアーカイブ機能が有効です。 契約者のサービス利用責任者を通じて、Web 会議コンテンツ（会議の録画データやメモ）のアーカイブ機能を有効にし、設定することは、契約者の責任となります。

ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者は、契約者がアーカイブ機能を有効にしなかったこと、契約者が当該機能の設定を適切に構成または維持しなかったことに関して、一切の責任を負わないものとします。

3.5 アーカイブサービスを適切に機能するための手順

a) アーカイブサービスの有効化

アーカイブサービスが機能し、データがアーカイブされるためには、希望する組織の管理コントロールパネルでアーカイブサービスを有効化する必要があります。管理コントロールパネルで有効化されるまで、サービスの運用は開始されません。有効化を適切に行わなかったことにより発生するデータの損失や、適用される法律、規制、または専門基準への不遵守（およびそれに関連する損害や損失）について、ＮＥＣは責任を負わないものとします。 アーカイブサービスの注文開始時点で料金が発生し、有効化のタイミングや有無に関わらず課金されます。

b) Web 会議コンテンツ（会議の録画データやメモ）

ビデオ会議コンテンツ（会議録画や会議メモなど）をアーカイブプラットフォームに保存したい場合、管理アカウントの指定された所有者または管理者が以下のいずれかを行う必要があります: (i) 会社の ARCHIVE for CONNECT 統合通信アーカイブポータルにログインして Meeting Connector を有効化する。(ii) 会社の技術サポートチームに連絡して Meeting Connector の有効化を依頼する。アーカイブサービスは、上記の手順で機能が有効化されるまでビデオ会議コンテンツのアーカイブを開始しません。ビデオ会議機能（またはその他の特定の機能や機能性）を適切に有効化しなかったことにより発生する損失や、適用される法律、規制、または専門基準への不遵守（およびそれに関連する損害や損失）について、NEC は責任を負わないものとします。

3.6 サービス終了と終了後のデータエクスポート、

a) アーカイブサービス終了後のエクスポート期間

サービス終了後 30 日間（以下「エクスポート期間）に、お客様自身によるセルフエクスポートサービスを使ってエクスポートすることができます。

b) アーカイブデータの削除

お客様によるアーカイブサービスの解約後、お客様がサービス契約で選択したデータ保持期間の長さにかかわらず、 お客様の情報およびデータは、解約後エクスポート期間の終了後、データは永久に削除され、回復不能となります。お客様のデータ消去日以降に発生する

データ要求について、ＮＥＣは一切の責任を負いません

c) ユーザー削減時のデータ保持

本サービスのサブスクリプションはお客様のアカウント内の全ユーザーに適用され、ユーザー単位での購入はできません。ただし、お客様が該当するサービスを完全に解約することなく、お客様のアカウント上のアーカイブサービス利用者を実質的に削減した場合（例：アカウント上の利用者の数が 50 の内、30 人分を解約して、アカウント利用者数が 20 人になった場合）、お客様は、削除されたユーザーのアーカイブデータを、ユーザー数変更後 30 日間の間に、セルフエクスポートサービスを使ってお客様自身でエクスポートし、NEC のアーカイブプラットフォームから当該アーカイブデータを削除するものとします。ＮＥＣが適切なデータエクスポートおよびデータ削除手順が遵守されていないと判断した場合、ＮＥＣは、お客様に対し、削除されたユーザーのアーカイブデータの保管に係る合理的な料金を請求することができ、お客様は、当該請求金額の支払いに同意するものとします。

3.7 データインポート

既存のコンテンツ（アーカイブサービス内外で作成されたものを含む）のインポートは許可されません。

3.8 リーガルホールド機能

アーカイブサービス内でリーガルホールド機能を提供する場合があります。

リーガルホールド機能は、係争中または係争の恐れのある訴訟、あるいは進行中の規制当局の調査に関連して、お客様が法的に保存を義務付けられている特定のコンテンツを、お客様が選択したデータ保存期間よりも長い期間保存できるようにすることです。法的保持機能には以下の重要な規則と制限が適用されます：

a) 使用目的: リーガルホールド機能は、訴訟や規制調査に関連して法的に必要な場合にのみ使用することを目的としています。データ保持期間を延長するためだけに使用することはできません。本機能を有効化する代わりに、サービスの保持期間を変更してより長いデータ保持期間を選択する必要があります。

b) 証拠の提供: ＮＥＣはお客様がリーガルホールド機能を有効化した根拠となる法的保持の正当性および適法性を裏付ける十分な証拠を、いつでも要求する権利を留保します。お客様は、かかる要求を受領した場合、当該証拠を提供する必要があります。

c) 保留解除のタイミング: リーガルホールド期間が終了した場合、速やかに（遅くとも１０営業日以内に）リーガルホールド機能を解除する必要があります。

d) 適用範囲の制限: リーガルホールド機能を適用する際は、対象となるユーザーやコンテンツを限定する必要があります。

e) 違反時の対応: ＮＥＣが独自の裁量により、お客様が本規定に定める規則および制限に違反してリーガルホールド機能を使用したと判断した場合、お客様は、ＮＥＣが独自の裁量により、(i) お客様のリーガルホールド機能使用による超過利用に対応するため、お客様のプランをアップグレードするか、お客様のアカウントの制限を増加させること、および／または (ii) お客様への通知をもってお客様のアカウントを一時停止または解約することを直ちに実施できることに同意するものとします。アカウントのアップグレードまたは制限の引き上げが行われた場合、お客様は新たな費用および料金を負担するものとします。

f) 追加料金: ＮＥＣは、リーガルホールド機能に対して追加料金を請求する権利を留保します。かかる料金は、コンテンツの量、保存期間、および／またはその他の要因に基づいて設定される場合があります。ＮＥＣが当該機能の有料化を決定した場合、ＮＥＣはお客様が当該機能の継続利用を希望するか否かを判断できるよう、事前に通知を行い、機能を保持するかどうかを選択する機会を提供します。

g) サービス終了時のリーガルホールド機能の終了: お客様がサービスを解約した場合、または何らかの理由でアカウントが解約された場合、当該サービスに対するリーガルホールド機能も直ちに終了します。

h) 公正使用の適用: リーガルホールド機能の使用は「公正使用」の原則に従い、過剰な使用が確認された場合、ＮＥＣは対応措置を取る権利を有します。

3.9 ライセンスの共有禁止

サブスクリプションライセンスの共有や、同時に複数の個人が使用することはできません。ただし、1 つのサブスクリプションユーザーライセンスを、新たなユーザーに再割り当てすることは可能です（現行ユーザーからサブスクリプションライセンスを削除し、新たなユーザーを登録す

る）。

4 契約者の本データおよびプライバシー

4.1 ＮＥＣが別段に定めない限り、契約者のいかなる本データに対する所有権も、ＮＥＣに帰属しません。本付属書、利用規約もしくはＮＥＣの個人情報保護方針に定める場合、または適用法令等により別段に義務付けられる場合を除き、ＮＥＣは、契約者または契約者の本アカウントに関する情報（本データを含みます）を、契約者の事前の許可なくモニタリング、編集または開示しません。ＮＥＣは、本データを含めたそれらの情報を、以下の目的のために使用または開示することがあります：本付属書を履行するため、本サービスを提供およびサポートし、本サービスの料金の支払い請求をするため（代行業者および第三者たるその他のベンダーおよび業務委託先への開示を含みます）、ＮＥＣのベンダーの法令遵守のために本サービスにおける技術上の問題への対応または監視・モニタリングをするため、ＮＥＣのベンダーにおけるコンプライアンス上の目的のため、ＮＥＣの権利または財産を守るため、ならびに、本サービスの潜在的に詐害的もしくは違法な利用または潜在的悪用を防止するため。また、ＮＥＣは、利用パターンまたはユーザートラフィックパターンなど、特定の利用者登録情報および統計情報を、集計情報の形で第三者に提供することがありますが、かかる情報には、個人を特定する情報は含まれません。ＮＥＣではなく契約者が、すべての本データの正確性、品質、完全性、合法性、信頼性、妥当性および著作権についての単独の責任を負うものとし、本付属書に定める以外には、ＮＥＣは、本データの削除、訂正、廃棄、損傷もしくは消失について、または本データが保存されないことについての責任を負いません。契約者の本データを保護するために必要なすべての措置（本サービスに関連するいかなるシステムとも無関係に作動する単一または複数のシステムにすべての本データを適時にバックアップすることを含みますが、これに限定されません）を講じるのは、契約者が単独に負う義務であり、契約者は、かかるすべての措置を講じなければならないことを、契約者は理解しかつ同意します。

4.2 ＮＥＣは、契約者が申し込んだサービスの数量、技術的構成、種類、宛先、場所、利用量に関する特定のデータを収集し、維持することがあります。(ただし、契約者の電話番号、氏名、住所は含まれません)。ＮＥＣは、本サービスの提供、請求・回収目的、ＮＥＣの権利・財産の保護、本サービスの不正・悪用・違法な利用からのユーザーの保護、通話中のインバウンドテレマーケティングサービスのサポート、または法律で要求・許可された場合に、契約者の同意なく、これらのデータを利用することがあります。

また、ＮＥＣは、契約者が既に購入されている種類の追加サービスを提供するためにこれらのデータを利用することがあります。 ＮＥＣは、契約者が許可しない限り、これらのデータをマーケティング目的で第三者に販売、取引、共有することはありません。

4.3 解約後、契約者は、本サービスに関連してＮＥＣが提供するすべてのソフトウェアを速やかにアンインストールしなければなりません。契約者のすべてのデータは、終了と同時に取消不能の形で削除されます。終了に先立ち、契約者のアカウントから必要なデータをすべて確保することは、契約者の責任となります。ＮＥＣは、本サービスの終了に伴う契約者のデータの消失や、契約者のデータが削除されたことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

4.4 ＮＥＣは、契約者が本サービスのアカウントを使ってアップロード、送信、または保存したデータ(ファイルやフォルダを含む)の所有権を主張しません。ＮＥＣは、契約者や他の人が本サービスで公開しているデータを管理、検証、保証していません。

4.5 契約者は、本サービスを利用して契約者のデータを投稿、公開、送信、または保存することにより、ＮＥＣに対し、契約者に本サービスを提供する目的で、契約者のデータの全部または一部を、あらゆるメディア形式で、あらゆるメディアチャネル(現在知られているまたは今後開発される)を介して、ホスト、保存、転送、表示、実行、複製、修正、および配布するための世界的、非独占的、無償の権利およびライセンス(サブライセンス権を含む)を付与します。

4.6 契約者は、本サービスの機能を利用して契約者のデータを他の人に投稿および共有することにより、本サービスの機能で許可されているように当該データにアクセスして使用する非独占的なライセンスを当該人に付与します。

4.7 利用規約の規定にかかわらず、契約者が本サービスの契約者のアカウントを使用してアップロード、送信、または保存したデータは、利用規約で定義される秘密情報とはみなされません。ＮＥＣによるこれらのデータの収集、使用、保存、および開示は、ＮＥＣの個人情報保護方針に準拠します。

4.8 契約者は、本データ、アカウント、本サービスの不正使用に気付いた場合、直ちにＮＥＣに書面で通知しなければなりません。契約者を通じてアクセスを得た第三者による不正使用があった場合、契約者は当該不正使用を終了させるために必要なあらゆる手段を

講じるものとします。契約者は、ＮＥＣが合理的に要求する不正使用に関する協力および支援をＮＥＣに提供するものとします。
4.9 ＮＥＣは、契約者または他の利用者が投稿または公開する本データを編集または管理する義務を負わず、本データについていかなる責任も負わないものとします。ただし、ＮＥＣは、本付属書、利用規約に違反しているとＮＥＣが独自に判断した本データ、その他不適切と判断した本データについては、いつでも、事前に通知することなく、選別、削除、編集、ブロックすることができます。契約者は、本サービスを利用する際に、本データをさまざまなソースに開示することを理解し、データが不正確、攻撃的、不当、不適切である可能性があることを認めます。契約者は、データに関してＮＥＣに対して持っている、または持つ可能性のある、法令上の権利または救済手段を放棄することに同意し、ここに放棄します。ＮＥＣは、本データに関連する一切の責任を負いません。本データが利用規約に適合していないとの申し立てがユーザーまたはコンテンツ所有者から通知された場合、ＮＥＣはその申し立てを調査し、独自の判断でデータを削除するかどうかを決定することができます。明確にするために、ＮＥＣは本サービス上での著作権侵害行為を認めません。

5 法執行機関へのアクセスおよび支援　ＮＥＣは、サービスプロバイダに法執行機関やその他の政府機関へのアクセスや支援を義務付ける法律を、本サービスに適用される範囲で遵守します。契約者は、本サービスを利用することで、法執行機関や政府機関からの合法的な要請に基づき、ＮＥＣが法律で要求される場合に、契約者への通知なしに契約者の通信を監視し、その性質や内容を開示する権利を有することに、ここに同意します。

6 保証の限定；責任の限定；第三者サービス
6.1 保証の制限　ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者は、本付属書に基づき自己の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、ＮＥＣが予測すべきだったか否かを問わず、特別な事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益（予測されるコスト削減分を含む。）については、賠償義務を負わないものとします。本付属書に記載されている保証の制限および制約は、利用規約に規定されている保証の規定に追加されます。
6.2 責任の限定
(a) 本付属書に別段の定めがある場合を除き、賠償請求に関してＮＥＣおよびＮＥＣ関係者が負う責任の合計額は、利用規約に定めるとおりであり、また、賠償請求に関して契約者に与えられる唯一の救済は、利用規約に定めるとおりであることに、契約者は同意します。
(b) 本付属書に別段の定めがある場合であっても、ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者は以下(1)および(2)に関するいかなる責任も負わないものとし、契約者は以下(1)および(2)に起因して生じた損害において、ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者を免責することに同意します：(1)ＮＥＣの指示または契約者自身の行為による本サービスに接続する機器設定の誤り、または(2)ユーザーが本サービスを利用して緊急通報を行うことができなかったこと。 契約者は、ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者の責任の制限が、ＮＥＣにとって重要な規定であり、この規定がなければ本サービスを提供しなかったこと、およびこれらの制限が合理的であることを認め、同意します。 (i) 契約者の所在地における電力供給が停止している場合、(ii) 契約者の所在地におけるインターネット接続が停止している場合、(iii) 契約者への本サービスの提供が何らかの理由で中止または停止されている場合（支払い不履行やその他の債務不履行による中止または停止を含む）、または(iv) 契約者が本サービスに関連して使用する機器が機能しない、または不適切に設置または設定されている（またはされていない）場合、本サービスは正常に機能しません。
6.3 ライセンサーおよびベンダーの責任の否定　ＮＥＣのライセンサーおよびベンダーは、ＮＥＣが提供する保証についての責任を契約者に対して負いません。
6.4 第三者サービス　本サービスは、特定の第三者サービスと互換性があります。契約者による第三者サービスのインストールまたは使用により、本サービスと当該第三者サービスとの間の相互運用性または相互作用に関連して、契約者のデータが開示される場合があります。第三者サービスの購入、有効化、契約（実装、カスタマイズ、コンサルティングサービスを含むがこれに限定されない）、および本サービスと契約者がインストールまたは使用する第三者サービスとの間でのデータの交換は、契約者と該当する第三者サービスの提供者との間でのみ行われます。ＮＥＣは、第三者サービスを保証、推奨、サポートしておりません。契約者が本サービスを利用するために第三

者サービスを購入、有効化、または利用する場合、契約者は、当該第三者サービスの提供者が、当該第三者サービスと本サービスとの相互運用に必要な、本サービスに関連して使用される契約者のデータへのアクセスおよび/または使用を試みる可能性があることを了承するものとします。契約者は、契約者による第三者サービスの利用が、第三者サービスの提供者による契約者のデータへのアクセスおよび利用に対する契約者の独立した同意を意味すること、およびそのような同意、利用、アクセスがＮＥＣの管理外であることを表明し、保証します。 ＮＥＣは、第三者サービス提供者によるアクセスに起因するデータの開示、変更、削除について責任を負いません。

6.5 アクセシビリティサービス ＮＥＣは、直接またはＮＥＣ関係者を通じて、本サービスの一部を特定の障害を持つ個人がより簡単に利用できるようにするための補助的なサービス(以下、総称して「アクセシビリティサービス」)を契約者に提供することがあります。 このようなアクセシビリティサービスは、現状のまま提供されるものであり、ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者は、このようなアクセシビリティサービスの利用可能性、有効性、またはその他の側面に関して、いかなる表明も保証も行いません。 アクセシビリティサービスの利用は、契約者ご自身の責任において行われるものとします。 本付属書に別段の定めがある場合においても、契約者は、ここにＮＥＣおよびＮＥＣ関係者を免責することに同意します。また、ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者は、アクセシビリティサービスを提供する過程において、メッセージや通信の受信、送信、または受信や送信の失敗に起因するいかなる種類の損害または責任も負わないものとします。 契約者は、ＮＥＣおよびＮＥＣ関係者の責任の制限がＮＥＣにとって重要な条件であり、この制限がなければ本サービスを提供しなかったこと、およびこれらの制限が合理的なものであることを認め、同意するものとします。

6.6 監査権 ＮＥＣは、第三者によるサービスを使用してアーカイブを行う場合、年間 1 回以上の監査を実施する権利を有します。監査結果に基づき、ユーザー数が超過している場合、追加料金が請求されます。